

会 議 録

会議の名称	第3期本庄市障害者施策推進協議会 令和6年度第1回会議
開催日時	令和7年2月21日(金) 午前・ 午後 10時00分から 午前・ 午後 11時40分まで
開催場所	旧本庄商業銀行煉瓦倉庫 2階 多目的ホール
出席者	協議会委員(別紙のとおり) 本庄市福祉部長 山田 剛 事務局 本庄市福祉部障害福祉課 課長 佐々木 智恵 課長補佐 横尾 英志 係長 小原 亜衣 専門員 青木 光蔵
欠席者	別紙のとおり
議題 (次第)	1. 開 会 2. 委嘱状交付 3. あいさつ 4. 正副会長選出 5. 諮 問 6. 議 題 (1) 協議事項 ① 本庄市障害者施策推進協議会の運営方法について ② 第4次本庄市障害者計画・第7期本庄市障害福祉計画・第3期本庄市障害児福祉計画の概要について 7. その他 8. 閉 会
配付資料	次第 【資料1】本庄市障害者施策推進協議会委員名簿(R07.02.01) 【資料1】本庄市障害者施策推進協議会条例 【資料1】本庄市障害者施策推進協議会規則 【資料2】諮問書 【資料3】本庄市障害者施策推進協議会の運営方法について 【資料3】本庄市附属機関等傍聴規則 別冊 本編・概要版 第4次本庄市障害者計画・第7期 本庄市障害福祉計画・第3期本庄市障害児福祉計画
その他特記事項	傍聴人なし
主管課	福祉部 障害福祉課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (佐々木課長)	<p>1 開会</p> <p>皆様にはご多用のところ、本日はご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただく、障害福祉課長の佐々木と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それではこれより、「第3期本庄市障害者施策推進協議会令和6年度第1回会議」を開催させていただきます。</p> <p>お手元の次第に沿って進めさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>2 委嘱状交付</p> <p>次第2の「委嘱状交付」でございます。</p> <p>本庄市障害者施策推進協議会は、本年1月10日をもって第2期の任期満了を迎えましたので、新たに本年2月1日から3年間に任期とします第3期が発足いたします。</p> <p>本日は、各推薦団体等からのご推薦、また、要請によるご就任、さらには、公募により、新たに委員となられる皆様17名にお集まりいただいております。</p> <p>これより、吉田市長より委嘱状を交付いたします。</p> <p>お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちいただき、委嘱状をお受けくださいますようお願いいたします。</p> <p>《市長による委嘱状の交付》</p> <p>種 村 朋 文 様、 神 部 雅 様、 金 子 千賀子 様、 横 尾 敏 様、 宮 崎 勉 様、 塚 田 紘 子 様、 新 井 由 美 様、 鈴 木 峯 一 様、 福 田 貴 宏 様、 熊 澤 利 和 様、 内 田 圭 三 様、</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (佐々木課長)	<p>堀 口 伊代子 様、 福 島 庸 男 様、 丸 山 明 美 様、 関 根 朋 子 様、 川 勝 三恵子 様、 小 松 文 様</p> <p>就任された皆様の任期は、令和10年1月31日までの3年間でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>また、本日も欠席の 五月女 尚 史 様、 小 池 美喜子 様、 堀 越 鉄 也 様 には、後日、事務局より委嘱状をお渡しします。</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>3 あいさつ</p> <p>続きまして、次第の3、あいさつでございます。 吉田市長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
吉田市長	<p>皆様こんにちは。今般、第3期となります本庄市障害者施策推進協議会の発足にあたり、委員となられた皆様には、たいへんお忙しい中、ご参集をいただき、ありがとうございます。</p> <p>先ほど委嘱状を交付させていただきました、本庄市障害者施策推進協議会は、本市の障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定について意見を述べるとともに、各施策・事業の進捗を確認し、さらには、新たな取り組みに関する調査や審議をすることを目的に設置された協議会で、本庄市障害者施策推進協議会条例に基づき、障害者、障害者の家族又は保護者、障害者福祉の識見を有する者、社会福祉団体、市議会議員、公募委員、関係行政機関の職員で構成されている附属機関です。</p> <p>先ほど委嘱状を交付させていただきましたが、皆様には、日頃から、障害者の皆様方の生活の向上、住み慣れた地域で共に暮らしていくことができる共生社会づくりのために、それぞれご尽力をいただいていることに、改めて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
吉田市長	<p>本協議会でございますが、本年1月10日に第2期の任期満了を迎えたことから、本日、新たに本年2月1日から3年間の任期とする第3期本庄市障害者施策推進協議会を発足するわけでございますが、委員の皆様には、第2期から引き続きご就任いただいた方、また、第3期より新たにご就任いただく方もおられますが、どうか、障害者施策推進のため、皆様の知見をおよせいただき、今後のご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、今日、お手元に「改正障害者差別解消法により『合理的配慮の提供』が事業者にも義務化されました説明会のチラシがありますが、障害者差別解消法の改正により、昨年の4月から、障害のある方への合理的配慮が民間の事業者にも求められることになりまして、障害者の方々が暮らしやすくなるための法整備が着実に進められております。</p> <p>本市といたしましても、今後とも国・県の動向をしっかりと見ながら、適宜、計画の改善も視野に入れ、「誰もが自分らしく暮らせる共生のまち 本庄」、本市の障害者計画の基本理念であります。この実現を目指して、多くの皆様と連携・協働して施策を推進して参りますので、本協議会委員の皆様には、今後のご審議どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>最後に、私から、紹介させていただきます。お手元に「生涯学習推進大会」のご案内、チラシを配らせていただきました。3月8日に郷土の偉人、塙保己一先生、まさに障害者の自立の先駆者である塙保己一先生に共鳴し、映像プロデューサーの吉野 浩さんが塙保己一先生の映画を作りました。この映画の上映と合わせて吉野先生の講演も聞ける生涯学習推進大会が開催されます。映画もよくできていますし、講演も素晴らしい話が聞けるものと思いますので、皆様のご参加をお願いします。</p> <p>以上、いろいろお話いたしましたけれども、今後とも、この推進協議会において、皆様のご意見をいただきながら、本市の障害者施策を推進することができますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。本日はご参集ありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は第1回目の会議でございますので、ここで委員の皆様には自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、恐縮でございますが、また名簿の順で、「種村委員」から順次、自席にてよろしくお願いいたします。</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
各委員	《委員自己紹介（所属・氏名）》
事務局 (佐々木課長)	<p>ありがとうございました。 続きまして事務局ですが、順に自己紹介申し上げます。</p> <p>《事務局自己紹介（所属・氏名）》</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。 ここで事務局よりご報告申し上げます。 本庄市障害者施策推進協議会条例第6条第3項には、会議の成立要件といたしまして、過半数以上の出席が必要と規定されております。 本日は、委員20名中17名の委員の方の出席をいただいておりますので、本会議は成立となります。 なお、本日所用によりご欠席の、3名につきましては、後日、事務局より、会議資料とともに本日の会議についてご報告させていただきます。</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>4 正副会長選出</p> <p>続きまして、次第4の「正副会長選出」でございます。 会長・副会長につきましては、本庄市障害者施策推進協議会条例第5条第1項において、「協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定されています。この規定に基づきまして、皆様に会長・副会長を選出していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 選出にあたりまして、選出区分・お名前・団体名等は、お手元の資料1の本協議会委員名簿をご覧ください。 なお、会長・副会長の選出につきましては、山田福祉部長の進行により進めさせていただきますのでご了承ください。</p>
山田福祉部長	<p>それでは、会長が決まりますまで、暫時進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 先ほど事務局からご説明させていただきましたとおり、条例により「会長は委員の互選により定める」と規定されております。 委員の皆様いかがでしょうか。</p>
種村委員	事務局の腹案があれば、伺いたいのですが。

発 言 者	発言内容・決定事項等
山田福祉部長	ただいま、種村委員より、事務局の腹案とのご意見がありました。事務局いかがでしょうか
事務局 (佐々木課長)	前回の本庄市障害者計画策定協議会では、「本庄市議会議員」からの選出委員に会長を務めていただいております。そこで、前例にならない、今回につきましても、第5号「市議会議員」より推薦いただいております、「堀口委員」に会長をお願いできないか、と考えております。
山田福祉部長	ただいま、事務局から、堀口委員に会長をお願いできないかという提案がありました。 委員の皆様、これにつきましてご意見はございますでしょうか
委員	《「異議なし」との声》
山田福祉部長	では、この提案につきまして、ご異議がなければ、皆様、拍手にてご承認をいただきたいと思っております。
委員一同	《一同 拍手で承認》
山田福祉部長	ありがとうございます。拍手多数と認められますので、会長につきましては堀口委員にお引き受けいただきたいと思っております。 どうぞよろしくお願ひいたします。 会長が決まりましたので、私はこれで進行の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局 (佐々木課長)	それでは、堀口会長におかれましては、前方の会長席へ移動をお願いいたします。 《会長は席を移動》 ここで、本庄市障害者施策推進協議会の会長に就任されました堀口会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。 よろしくお願ひいたします。
堀口会長	ただいま、会長の任をいただくこととなりました堀口でございます。本日はお忙しいところ、また、お寒い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 初めての方もいらっしゃると思いますが、この計画は、本庄市の障害者施策を進めるうえで大変重要な計画となっております。あらかじめ皆様に届いていると思いますが、第4次本庄市障害

発 言 者	発言内容・決定事項等
堀口会長	<p>者計画、第7期本庄市障害福祉計画、第3期本庄市障害児福祉計画、「誰もが自分らしく暮らせる共生のまち 本庄」の最初のページに、「はじめに」として市長の言葉があります。この中に、「本庄市が生誕の地である塙保己一先生は、盲目という障害を抱えながらも、不断・不屈の努力により、「群書類従」を編纂されました。その偉業は、計り知れない足跡を我が国の文化史上に残しました。その陰で、先生の周囲において惜しみ無い力添えをした多くの人々の支えがあったことを忘れてはなりません。このことは、後世の私たちに、あるべき共生社会の一端を指し示してくれています。」とありますように、本市は、盲目の偉人塙保己一先生の生誕の地であります、共生社会が実現できるよう、誰もが自分らしく暮らせるそういう街になれるよう取り組んで参りたいと思います。皆様には、忌憚のないご意見をお寄せいただき、本市の障害者施策の推進のため、3年間、このメンバーで努めて参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます、私のあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、副会長の選出をお願いします。 なお、進行につきましては、堀口会長にお願いしたく存じます。</p>
堀口会長	<p>それでは、副会長の選出を行いますので、委員の皆さまにおかれましてはご協力をお願い申し上げます。 先ほど事務局から説明がありましたが、副会長についても委員の互選により定めることとされています。 委員の皆様、いかがでしょうか</p>
種村委員	<p>事務局の腹案があれば、伺いたいのですが。</p>
堀口会長	<p>事務局腹案とのお声が上がりました。 事務局いかがでしょうか</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>前回の協議会では「本庄市身体障害者福祉会」会長の種村委員に副会長を務めていただいております。 事務局といたしましては、長く、埼玉県及び本庄市の身体障害者福祉会の会長として、障害者福祉に関わっておられることから、「種村委員」にお願いできないかと考えております。</p>
堀口会長	<p>ただいまの事務局から、種村委員に副会長をという提案でございますが、皆様、拍手にてご承認をいただきたいと思っております。</p>
委員一同	<p>《一同 拍手で承認》</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
堀口会長	<p>ありがとうございます。拍手多数でございますので、種村委員に副会長をお願いいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>種村様、席のご移動をお願いします。</p> <p>《副会長は席を移動》</p> <p>それでは、副会長に就任されました種村副会長より、ご挨拶をいただきたいと思っております。</p> <p>よろしくようお願いいたします。</p>
種村副会長	<p>副会長に推薦されました種村でございます。この推進協議会では、私は3期目になります。これまでの様子を鑑みますと、事務局からたたき台をだしていただき、それに、皆様それぞれのお立場からの意見をいただきながら、そのたたき台に命を吹き込むことがこの協議会の大きな役割かと思っております。皆様の立場から、また、障害者当人の思いをこの協議会の場で発言いただき、本庄市域の障害者計画に命を吹き込んでいただくという重大な役割があります。私も微力ながらお手伝いしたいと考えておりますので、皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>ありがとうございました。</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>5 諮問</p> <p>続きまして、次第5の「諮問」でございますが、吉田市長より堀口会長に諮問書をお渡しいたします。委員の皆様は、お手元の資料7ページの諮問書をご覧ください。</p> <p>なお、本日用意いたしました諮問書には、選任前でございますので、協議会堀口会長のお名前が入っておりませんが、後日お名前のあるものをお渡しいたしますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、吉田市長、堀口会長、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>《吉田市長より「資料2 諮問書」の朗読及び堀口会長へ手交》</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今後、ただ今の諮問に基づきまして、「現行計画の推進」、また「次期計画の策定」について、本協議会にてご意見をいただくこ</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
<p>事務局 (佐々木課長)</p>	<p>ととなりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。 ここで、吉田市長には、他の公務のため退席させていただきます。</p> <p>《吉田市長 退席》</p> <p>それでは、議題に入る前に、事務局より本日の資料の確認をさせていただきます。まずは、事前に郵送させていただきました資料といたしまして、 本日の次第、 冊子にとじました、 1 ページの資料 1、委員名簿 2 ページの同じく資料 1、協議会条例 5 ページの同じく資料 1、協議会規則 7 ページの資料 2、諮問書 8 ページの資料 3、協議会の運営方法について 9 ページの同じく資料 3、傍聴規則</p> <p>別冊の第 4 次本庄市障害者計画・第 7 期本庄市障害福祉計画・第 3 期本庄市障害児福祉計画 本編及び概要版 でございます。 次に、本日お配りしました「改正障害者差別解消法により『合理的配慮の提供』が事業者にも義務化されました説明会」のチラシ。</p> <p>以上、4 点でございます。 お手元の資料に不足等はございませんでしょうか。</p>
<p>事務局 (佐々木課長)</p>	<p>6 議題 (1) 協議事項 ①本庄市障害者施策推進協議会の運営方法について</p> <p>それでは続きまして、次第 6 の「議題」に入らせていただきます。 議事の進行につきましては、本庄市障害者施策推進協議会条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、会長にお願いしたいと思います。 これからの議事の進行につきましては、堀口会長、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
<p>堀口会長</p>	<p>会長が会議の議長を行うということでございますので、この後の議題につきまして、議事の進行を務めさせていただきます。</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
堀口会長	<p>会議のスムーズな運営にご協力をお願いいたします。 それでは早速議事に入らせていただきます。 議題の（１）協議事項の①「本庄市障害者施策推進協議会の運営方法について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (横尾課長補佐)	<p>それでは、「本庄市障害者施策推進協議会の運営方法について」、ご説明いたします。事前に配布いたしました資料の冊子の８ページ、資料３の「本庄市障害者施策推進協議会の運営方法について」をご覧ください。</p> <p>本市では、地方自治法の規定により、法令に基づき執行機関の行政執行に必要な調停、審査、諮問などを行うこと職務とする、条例をもって設置する合議制の附属機関と、市民や各種団体、専門的な知識を有する方の意見を市政に反映させることを目的に、要綱などにより設置する懇談会などの私的諮問機関とを設置し、市政進展、市民福祉の増進を図っております。</p> <p>この附属機関と私的諮問機関、合わせて附属機関等とさせていただきますが、本市では、附属機関等に関し、「取扱いに関する指針」、「設置及び運営に関する要綱」、「委員の公募実施要項」などを定め、適正な運用に努めています。</p> <p>本庄市障害者施策推進協議会は、本庄市障害者計画、本庄市障害福祉計画、本庄市障害児福祉計画の策定について意見を述べるとともに、各施策・事業の進捗を確認し、さらには、新たな取り組みに関する調査や審議をすることを目的に設置された附属機関でございます。先ほど申し上げました各要項等の規定により運営するものですが、資料３掲げました会議録の作成についての詳細、それから傍聴人の定員については、それぞれの附属機関において委員の皆様の衆議によりお決めいただき運営していますことから、本協議会におきましても、新たに第３期の発足にあたりご審議いただくものです。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
堀口会長	<p>ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見ご質問がございましたらお願いします。</p>
委員	<p>《一同意見等なし》</p>
堀口会長	<p>よろしいでしょうか。ただいま、協議事項の①「本庄市障害者施策推進協議会の運営方法について」、ご協議いただきましたが、</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
堀口会長	<p>ほかにならないようですので、お諮りいたします。</p> <p>本件については、案のとおりとすることによろしいでしょうか。</p> <p>よろしければ拍手をもってご承認ください。</p>
委員一同	<p>《一同 拍手で承認》</p>
堀口会長	<p>ありがとうございます。本協議会の運営については、これにより進めていくことといたしますので、皆様、また、事務局においても、よろしくお願いします。</p>
堀口会長	<p>②第4次本庄市障害者計画・第7期本庄市障害福祉計画・第3期本庄市障害児福祉計画の概要について</p> <p>続きまして、協議事項の②「第4次本庄市障害者計画・第7期本庄市障害福祉計画・第3期本庄市障害児福祉計画の概要について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (横尾課長補佐)	<p>それでは、ご説明申し上げます。</p> <p>事前に配布いたしました「概要版」をご覧いただきたいと存じます。</p> <p>この度第3期の本庄市障害者施策推進協議会委員にご就任いただきました皆様の中には、第2期におきまして、特に昨年度に、これらの計画の策定にご尽力をいただいた方もいらっしゃいます。改めて感謝申し上げます。誠にありがとうございました。</p> <p>本日の説明は、第2期より継続して委員にご就任された方には、新しいことではありませんが、これら計画が初めての方もおられますので、ご覧の「概要版」にて計画の概要をご説明いたしますとともに、次年度以降に皆様にご審議いただくことについてご説明申し上げます。</p> <p>まず、1ページをご覧ください。計画策定の趣旨と性格についてでございます。</p> <p>本市は、障害の有無にかかわらず、すべての市民が身近な地域で役割を持ち、お互いを尊重しながら、その人らしい暮らしのできる共生社会の実現のため、本市の障害のある人等を取り巻く現状を踏まえるとともに、障害福祉制度の変更や法令の改正等に対応した第4次障害者計画等を策定し、ここに掲げた施策に各分野ごと、部署ごとに取り組むこととなっております。</p> <p>また、中ほどにあります、それぞれの3つの計画の性格でございますが、障害者計画は、障害者基本法に基づく、障害者のため</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (横尾課長補佐)	<p>の多分野にわたる施策に関する基本的な計画でございます。</p> <p>その下の障害福祉計画でございますが、こちらは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する実施計画でございます。</p> <p>その下の障害児福祉計画でございます。こちらは、児童福祉法に基づく、障害児福祉サービス等の確保に関する実施計画ということでございます。</p> <p>続いてその下の計画の期間でございます。</p> <p>障害者計画は、今年度、令和6年度を初年度として、令和11年度までの6年間を計画期間としております。</p> <p>障害福祉計画と障害児福祉計画は、同じく今年度、令和6年度を初年度として、令和8年度までの3年間を計画期間としております。</p> <p>次に、計画の幹（みき）、根幹でございます。隣の2ページをご覧くださいと思います。</p> <p>上段にあります、「本庄市地域福祉計画」の基本理念、「みんなで支えあう、思いやりのあるまち 本庄～安心と共生のまちづくり」の実現に、障害者福祉の観点から寄与することを願い、基本理念として「誰もが自分らしく暮らせる共生のまち 本庄」を掲げ、障害の有無だけではなく、性別や年齢など、すべての属性を超えて、あらゆる人がいきいきとした人生を享受できる社会づくりを推進するとしております。</p> <p>そして、この基本理念実現に向け、施策の体系としまして、4つの基本目標を掲げて、各分野、各部署において施策の推進に取り組むこととしております。</p> <p>ここに掲げた施策でございますが、基本目標1「誰もが暮らしやすいまちづくり」においては35の施策、基本目標2の「利用本位のサービス提供」にきましては38の施策、その下基本目標3「自立と社会参加の推進」においては15の施策、基本目標4「市民の安心を守る取り組み」においては16の施策、合計で104の施策がございまして、多くは、前計画から引き続き推進しているものですが、法令の改正などの施策推進の環境の変化を反映するとともに、担当部署の変更などから、施策の取り組み方法の変更なども取り入れ、3ページから4ページにあります各施策の方向性ごとに推進することとしております。先ほど申し上げました基本目標につきましては、3ページ、4ページをご覧くださいいただければと存じます。</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (横尾課長補佐)	<p>続きまして、5ページでございます。</p> <p>障害（児）福祉サービスの見込みと確保方策、障害福祉計画・障害児福祉計画についてご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、考え方でございますが、厚生労働省が定めた基本指針や埼玉県が定めた基本的な考え方を参考に、本市における障害のある人への支援の成果目標を定めるとともに、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るために実施する障害福祉サービス等について、見込みと確保方策を掲げています。</p> <p>そして、厚生労働省が定めた7つの項目について、それぞれ、本市の現状を踏まえ、前の計画からの取組みに対して、計画期間内の新たな成果目標を掲げています。</p> <p>(2) のところ、1つ目ですが、「施設入所者の地域生活への移行」につきましては、障害のある人及び家族の意向を尊重した生活の場の確保ができるよう支援するとしています。</p> <p>2つ目、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」でございます。保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を含め、地域の実情に合った支援体制の整備を検討することを掲げております。</p> <p>3つ目、「地域生活支援の充実」につきましては、特に需要があります緊急時の対応が可能な施設入所支援を実施できる施設の確保について、児玉郡市内での面的整備も含め、関係機関と協議を進めて参ります。</p> <p>4つ目でございます、「福祉施設から一般就労への移行等」でございます。就労を希望する障害のある人が一般就労につながるよう、児玉郡市障害者自立支援協議会の就労支援部会を中心に、関係機関と連携を図るとともに、福祉施設における就労支援の強化や就労移行支援事業を活用し、一般就労への移行を目指して参ります。</p> <p>続いて6ページでございます。「障害児支援の提供体制の整備等」につきましてはでございます。これまで、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害のあるこどもとその家族に対して、乳幼児期から効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に向け取り組んで参りました。この取り組みを素地としまして、その中核をなす児童発達支援センターの設置に関し、令和8年度までに児玉郡内での設置に向け検討して参ります。</p> <p>6つ目でございます、「相談支援体制の充実・強化等」でござ</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (横尾課長補佐)	<p>います。</p> <p>これまで、児玉郡市において共同で相談支援を障害種別ごとに委託して実施しております。専門職員の配置により機能強化を図っているところでございます。今後さらに、地域における相談支援体制を強化するため、児玉郡市障害者自立支援協議会の相談支援部会等を中心として、各事業の連携や人材の育成を図るとともに、令和5年度に発足いたしました、児玉郡市障害者基幹相談支援センターの機能強化に努めて参ります。</p> <p>7つ目でございます、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築」でございます。</p> <p>障害のある人が真に必要な障害福祉サービス等の提供を実施していくためには、障害福祉に携わる市職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するとともに、地域でのサービスの実態の把握や障害のある人自身の意思決定を支えることにも見識を持つ必要があるといたしまして、様々な研修の実施、地域の相談支援体制の強化などから、障害福祉サービスの質の向上を図るとしてございます。</p> <p>続いて、(3)「障害福祉サービスの見込量と確保方策について」でございます。障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るために実施する障害福祉サービス等について、今後も、専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、関係機関との連携によるサービスに関する情報提供に努めますとして、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援サービス、それぞれの課題を把握しながら適正なサービス提供・サービスの充実に努めて参ります。</p> <p>続いて、7ページでございます。</p> <p>「地域生活支援事業の見込と確保方策」でございます。地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ実施する事業でございます。本市においても、積極的な社会参加ができるよう、利用者本位となるよう、基幹相談支援センターを中心に、一覽にございます15事業を積極的に取り組んで参ります。</p> <p>これまでご説明いたしました、障害福祉計画・障害児福祉計画につきましては、本編計画書に、サービス実績とそれに基づく見込み量や目標値といった数値を掲げておりますので、後ほどご覧ください。</p> <p>障害者計画等の概要の説明は以上となります。</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (横尾課長補佐)	<p>引き続きまして、次年度以降に皆様にご審議いただくことについてご説明いたします。</p> <p>先ほど計画の期間についてご覧いただきましたが、障害者計画等は、令和6年度が初年度でございますので、年度が改まった令和7年度に、計画に掲げました104の施策の令和6年度の取り組み内容について、各部署に自己評価を含めた取り組みシートの提出を求める予定でございます。それから、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、当課の各担当による実績集計等を行います。</p> <p>委員の皆様には、これらについてご審議いただくことを予定しております。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
堀口会長	<p>ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見ご質問がございましたらお願いします。</p>
種村副会長	<p>この障害者計画には、昨年4月1日に改正障害者差別解消法が施行になりましたが、この策定当時、ある程度、改正障害者差別解消法に関し、民間事業者への理解を得るための方策も盛り込んだと記憶しています。今後、公的機関や障害者支援機関等々だけでは完結することにはならないと思います。やはり民間事業者、この場合、一般の商店、工場、社会福祉法人、NPO法人が含まれますが、そこにいかに改正障害者差別解消法の趣旨を浸透させていくかがカギになると思います。特に就労の面に関しましては、一般就労について計画に入ってくるのであれば、尚更重要になってきます。児玉郡市において、障害者が安心して暮らせるような平穏な街をつくっていかうとすると、当然インフラ等々、共同施設、公共施設、就職にあたっては、就労可能な事業所等々、のバリアフリー等々が推進されて行かなくてはならないということでございます。</p> <p>残念ながら、私ども障害者団体としては、行政サイドに対しては、バリアフリー化に伴う事業支援みたいな形で行政サイドからの支援金がでないかということについて、県単位、あるいは全国単位でお話させていただいておりますが、幸いにして埼玉県ではいくつかの支援等々がでるといふ行政機関も見受けられるようになりました。今後の話になりますが、どうしても民間事業者に対してお願いをするとすると、それなりの行政からの支援というものも必要になっていく、単なる情報提供だけでは、今後のバリ</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
種村副会長	アフリー化は難しくなってしまうのではないかと思います。そうした意味からも、今後の計画を進める中で、こうした支援、お金の話もあるので直ちにとはいかないかもしれませんが、そうしたことも含め、今後、議論を進めていただきたいと思います。
堀口会長	ただいまのご意見に対して、事務局お願いします。
事務局 (佐々木課長)	<p>種村副会長、ありがとうございます。</p> <p>まず、改正障害者差別解消法をいかに市内の事業者に浸透させていくかでございますが、私どもも、共生社会の実現を目指すためには、この法改正をしっかりと民間事業者にご理解をいただくことがまずは大変重要なことであると考えているところでございます。そのため、改正障害者差別解消法の施行に合わせて、広報ほんじょうにおきましてご紹介をさせていただいたところでございます。また、本日お配りしました、埼玉県と共催の民間事業所向け研修会も予定しているところです。こうした取り組みをさせていただき、様々なご意見を伺いながら、さらに啓発等に努めていきたいと考えております。</p> <p>また、就労の機会のお話もいただきましたが、この地域における就労関係の支援をしている事業所等が集まりまして、児玉郡市障害者自立支援協議会就労部会において、様々な地域課題の抽出を行っているところです。そちらでの様々な地域課題を検討していきながら、一般就労を目指す人が一般就労につながる施策についても、市としても、ご意見をいただきながら取り組んでいきたいと考えているところです。</p> <p>3つ目のバリアフリー、差別解消法にご協力いただける事業者に対する支援というところについて、ご意見をいただきました。こちらにつきましても、近隣の市町の状況等を研究させていただきながら、検討していききたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
堀口会長	種村副会長、よろしいでしょうか。
種村副会長	はい。結構です。
堀口会長	ほかにご意見ございますでしょうか。 小松委員お願いします。
小松委員	特別支援学校の小松でございます。

発 言 者	発言内容・決定事項等
小松委員	<p>「合理的配慮の提供」ということが、改正障害者差別解消法により事業者にも義務化されました。公的機関は以前から義務化されていますが、公的機関である学校は以前から義務化されているはずなのですが、「合理的配慮」について学校にお話ししたところ、そういう取り組みができないということが未だにあります。</p> <p>「合理的配慮」について、学習会、研修会を行っても、参加者は、障害のある方の支援者ばかりで、本当に知ってほしいところに届かないのが実情です。</p> <p>それで、特別支援学校への希望者が多くなってしまっています。ただこの位の配慮は小学校、中学校でやって何も負担がないのではないかと思うことが多々あります。障害がある、少しでも障害があったら専門家のいるところへということが、小中学校が言ってくることの中に見られます。公的機関として「合理的配慮の提供」というものを知る機会を持っていただきたいと考えています。</p>
堀口会長	ただいまのご意見に対して、事務局お願いします。
事務局 (佐々木課長)	<p>はい、小松委員ありがとうございます。</p> <p>差別解消法がはじめに施行されました時に、市の職員向け、市の機関全部、教育委員会を含め研修会を行いました。また、この度の改正に伴い広報等をさせていただきましたが、ただ今、公共機関ということをお願いしましたので、改正差別解消法について、また、合理的配慮の提供について、市の職員や学校に向け、私ども自身が理解をしていくよう、改めて機会を設けて検討していきたいと考えております。</p> <p>貴重なご意見をいただきましたので、どのようなかたちでできるかはすぐにこうというかたちでお答えできませんが、これを機に、市民の皆様にお伝えするだけではなく、内部についても機会を持つように検討したいと思いました。ありがとうございます。</p>
堀口会長	小松委員、よろしいでしょうか。
小松委員	はい。
堀口会長	<p>ほかにご意見ございますでしょうか。</p> <p>なければ、私からよろしいでしょうか。</p> <p>はじめに、概要版の5ページ、障害（児）福祉サービス等の見込みと確保方策の、（１）、（２）とありますが、（２）の１つ目の</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
堀口会長	<p>「施設入所者の地域生活への移行」というところで、施設入所から地域生活への移行とありますが、これは、例えば施設から街に出て一人暮らしをするということかと思われませんが、実際にこういった希望というのが、今現在出ているのか、ということがわかればお願いします。</p> <p>続いて、6ページの「障害児支援の提供体制の整備等」に、「児童発達支援センターの設置に関しては、令和8年度までに、児玉郡市での設置に向け、検討します。」とありますが、具体的な方向性みたいなものが今現在出ているのか、出ているのであればご説明をお願いします。</p> <p>続いて、7ページですが、(4)地域生活支援事業の見込と確保方策の15の事業というのがありますが、この事業一つ一つ簡単に結構ですが説明ができれば、お願いします。</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは説明させていただきます。</p> <p>まず、概要版の5ページ、目標に掲げております、施設からの地域移行についてでございます。長らく施設に入所されている方、または病気で入院されている方が、地域で生活できることを目指して、地域の支援者の皆様方と取り組んでいるところです。</p> <p>実際にそのようなご希望や調整をさせていただいていることはございます。今日参加していただいております基幹相談支援センターなどに連携を取っていただくケースも多々あります。実際には、すぐに一人暮らしをする方は、絶対いないというわけではありませんが、今地域の中で多いケースといたしましては、まずはグループホームというところに入居していただき、グループホームは「在宅」という括りになりますが、共同生活をしていただいたり、生活に支援を受けながら、自立していくということが一般的に多いケースかと思っております。このような形で、それぞれの方のご希望に合わせた地域生活ができるように、施設からの移行ができるように努めているところでございます。</p> <p>2つ目の、児童発達支援センターについて、ただ今どのような協議をしているかというところについてご説明させていただきます。</p> <p>お手元に配布させていただいた計画には、令和8年度までに、児玉郡市の福祉圏域に1か所、児童発達支援センターを設置するという目標を掲げさせていただいております。実は、前の計画でも、3年間の計画期間内に児童発達支援センターを設置したいと</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (佐々木課長)	<p>いう目標を設定しておりましたが、これが延長となっているというところがございます。</p> <p>国では、市町村に1か所、もしくは福祉圏域に1か所、児童発達支援センターの機能を持った事業所を設置するようというところを指針として掲げられているところです。</p> <p>現在の検討の状況ですけれども、児童発達支援センターは県内にも先発でたくさんできておりますが、それぞれ持っている機能や成り立ち等が違っておりますので、それについて、情報収集等に努めているところです。特に、その協議の中心ですが、現在、児玉郡市障害者自立支援協議会の運営部会というところ、協議会全体の中心を占めるところですけれども、基幹相談支援センターと事業所の職員が一緒になって勉強会を開催しているところがございます。つい先日も、県のアドバイザー事業を利用いたしまして、先行自治体事例などを伺いながら検討しているところがございます。</p> <p>ですので、現状といたしましては、この地域にどんな児童発達支援センターが必要か、また、児童発達支援センターをどのように利用していくかという、地域でのルール作り等をまずは検討している段階でございます。その進捗状況につきましても、今後報告をさせていただきたいと考えております。</p> <p>続きまして3つ目の、本日お配りさせていただいております計画の概要版の7ページ、地域生活支援事業の15の事業につきまして、説明させていただきます。</p> <p>まず、理解促進研修・啓発事業でございますが、障害についてご理解をいただくための研修会や講演会を実施しているところでございます。</p> <p>市町村単独で実施するというよりも、先日、古太萬の会の方や双葉会の方と一緒にさせていただいた「こころの講演会」がございました。このように、NPO法人等が実施するものに市も協力しながら、事業を開催していることもございます。</p> <p>次に、成年後見制度利用支援事業でございますが、成年後見制度を利用させていただくように啓発事業をするとともに、どうしても身内の方から成年後見の申し立てができないときに、代わって市長が申し立てをさせていただくこともやっております。また、その市長申し立てをさせていただいた方が、後見人報酬を払うのが難しいときに、その報酬を支援させていただく事業等をしながら、成年後見制度の促進につなげていきたいと考えております。</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (佐々木課長)	<p>日常生活用具給付事業でございますが、一番多いのはストマ用品、紙おむつ等の配布などで、障害のある方が日常生活するうえで支援させていただく用具の給付を行う事業です。</p> <p>次に、地域活動支援センター事業でございますが、郡内に2か所、地域活動支援センターがございます。1つは児玉郡市共同で設置しております「ポノポノ」という、本庄高校の近くにありますが、精神障害のある方の日常の居場所として、古太萬の会に委託して地域活動支援センターを開いていただいております。もう一つ、本庄市単独で障害福祉センターでございます「デイケアひまわり」という地域活動支援センターもございます。障害のある方が日中集まっていたり、活動していただくというものでございます。</p> <p>次の巡回支援専門員整備事業でございますが、こちらにつきましては、保育園や学校を訪問させていただいて、障害のある方だけではなく、必要な時に必要なアドバイスをさせていただいている事業でございます。</p> <p>次の自発的活動支援事業は、地域の中で、様々な活動、障害のある方への支援をして発信していただいている団体等、自分たちの会の活動だけにとどまらず、地域全体に向けて発信し、活動をしている団体等に補助金を交付させていただきまして、その活動を支援させていただいております。</p> <p>次の、成年後見制度法人後見支援事業でございますが、成年後見人となっていただく方の法人後見といたしまして、グループで後見人の活動をしている方への研修等をさせていただいている事業でございます。</p> <p>手話奉仕員養成研修事業でございますが、日常生活において、手話を学んでいただいて、地域で活用していただくとして、手話通訳者とまでではありませんが、手話を覚えていただくというところではあります。今年度、手話奉仕員入門編を開催いたしまして、来年度は、5月から基礎編に進んでいただく予定です。先日卒業式がございまして、17名の方が、半年という長い講座を卒業して、手話を日常でお使いになるところを見学させていただきました。</p> <p>訪問入浴サービス事業でございますが、日中活動として、生活介護などを使わせていただく中で入浴ができる方、また、ヘルパーさんが自宅に伺って身体介助を受けながら入浴ができる方以外で、入浴する手段がないという方に、浴槽を持って、支援の方3人ぐらいで自宅に伺って、自宅で入浴をしていただくというサー</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (佐々木課長)	<p>ビスを提供させていただいております。</p> <p>社会参加支援事業というのは、スポーツ・文化活動や、声の広報など、社会活動に参加していただくための様々な事業を展開しているところでございます。</p> <p>相談支援事業でございますが、この地域の相談支援の中核となります基幹相談支援センターほみかの設置、身体障害、知的障害、精神障害に対応し、それぞれに専門性を高く設置しております、「さわやか」と「さわやか」、「みさと」という事業所で執り行なっている事業でございます。</p> <p>意思疎通支援事業は、今日も来ていただいておりますが、手話通訳を派遣する事業、それからもう一つ、要約筆記といいまして、パソコンで書いて表示したりとか、ノートテイクといってノートに書いたりとか、の要約筆記の事業という、本庄市では、この2つの事業を意思疎通支援事業として実施しております。</p> <p>移動支援事業は、ヘルパーさんについていただいて、障害のある方が移動して社会参加ができるようにする事業でございます。</p> <p>日中一時支援事業につきましては、一時預かりサービスと考えていただければわかりやすいかと存じます。</p> <p>最後の就業・就労支援事業でございますが、職親制度というのがございまして、知的障害がある方が、事業所に入りまして、就労訓練を受けるというものでございます。本庄市でも今ご利用いただいている方がいらっしゃいます。</p> <p>駆け足になりましたけれども、15の事業を説明させていただきました。以上でございます。</p>
堀口会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ほかにございますでしょうか。では、よろしいでしょうか。</p> <p>ただいま、協議事項の②「第4次本庄市障害者計画・第7期本庄市障害福祉計画・第3期本庄市障害児福祉計画の概要について」をご協議いただきましたが、他に無いようですので、これにつきましては、終了といたします。</p> <p>本件についての委員の皆様からいただいた意見等は、事務局で十分に参酌され、今後の取り組みに活かしていただくようお願いいたします。</p> <p>そのほかに、ご意見、ご質問はございませんか。</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
堀口会長	<p>無いようでしたら、これで、本日の議事は終了とさせていただきます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、議事進行へのご協力と貴重なご意見をいただき、感謝申し上げます。</p> <p>それでは、進行を事務局にお返しします。</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には、長時間にわたり、慎重にご協議いただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>また、議長を務めていただきました、堀口会長、ありがとうございました。</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>7 その他</p> <p>続きまして、次第の7、その他に移らせていただきます。</p> <p>まずは、事務局より、1つお話しさせていただきます。</p> <p>先程来、すでに何度かご説明させていただきましたが、障害者差別解消法の改正によりまして、説明会を開催したいと考えております。</p> <p>この説明会は、障害者差別解消法が改正されまして、施行され、『合理的配慮の提供』が、一般事業者にも義務化されましたことを受け、圏域内事業者の皆様にお知らせし、ご理解を深めていただくことを目的に、埼玉県と児玉郡市1市3町が共同で開催する説明会でございます。</p> <p>すでに、圏域内各商工団体様にはご協力をいただき、会員の皆様にチラシを配布いただいております。また、本市のホームページに掲載し、参加者を募っているところです。</p> <p>開催日時は、本年3月19日（水）午後2時からで、会場は、本庄商工会議所2階大ホールです。</p> <p>内容としましては、第1部で県による説明、第2部でチラシ裏面に掲げました障害平等研修を行います。</p> <p>参加資格といたしましては、児玉郡市内の事業者の方でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、事業者としてご参加いただけますので、よろしく申し上げます。また、お知り合いの事業者の方にも、ご参加いただきますようご紹介ください。よろしく申し上げます。</p> <p>事務局からは以上でございますが、皆様、お集まりの機会でご</p>

発言者	発言内容・決定事項等
事務局 (佐々木課長)	ざいますので、何かございますでしょうか。 よろしいでしょうか。
堀口会長	先ほど小松委員がおっしゃられたことについて、もうちょっと詳しくご説明いただきたいのですが。合理的配慮の今の現状とどうか、お話を伺いたいと思います。
事務局 (佐々木課長)	小松委員、お願いします。
小松委員	<p>ありがとうございます。説明の機会をいただき、ありがとうございます。</p> <p>合理的配慮って、ここにもあるように、申し出があった場合に提供することになっているのですが、そもそも、合理的配慮というものが配慮とどう違うのか、公的機関の方が“配慮でいいんだよ”という、同じ公的機関の合理的配慮の講義だったりも聞いています。だから、配慮とは、小学校で、そんなに配慮できない、危険だったりして特別扱いになってしまうという、また、それを言わせない雰囲気にもなっている。</p> <p>合理的配慮と配慮の違いを学校が分かっていない。あとは、合理的配慮の申出をしても、金銭的な課題もあって、学校としては、特別扱いになってしまうからやれない、という断り方をしてしまう。こういうことが多々あるというか、ほとんどそういう状況になっています。</p> <p>私どもが、合理的配慮というのはそうしたものではないと、学校にお話に行くと、“では、そういうことがわかる、専門的な先生のいる特別支援学校にお世話になりましょう。”として、どんどん、知的障害のある子であったり、知的障害がなくても、発達障害の子がどんどん特別支援学校に来てしまって、“それが専門的だからしあわせだよ”って、小学校の先生に拒絶されてしまう。優しいみたいに言っているけれど、それは拒絶だな、差別だなと感じることが多いです。</p> <p>それなので、実際に小学校の先生が合理的配慮を知らなければならぬと思っておりますが、また、知らなければいけないと思っておりますが、実際、勉強会に出てくる人はいない状況です。</p> <p>インクルーシブ教育は、県全体もいけないと思っておりますが、特別支援教育課という県の方にくっついてます。インクルーシブ教育は本来、小中学校でやっていかなければならないと思っておりますが、義務教育課ではなく、特別支援教育課が所管しています。</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
小松委員	<p>それで、その時点で、少しでも障害のある子は特別支援学校に行った方が専門的だし、しあわせだよという、優しく思いやりのあるような差別を受けてしまうと感じる人が多いです。という話です。</p>
種村副会長	<p>まったくその通りです。体制としては60年代と全然変わっていない。これはいわゆる、組織的な問題、風土的な問題がそのまま60年前から変わっていないということでございます。</p> <p>もともと差別解消法が施行されるにあたって、私は県の委員会にも出ていましたが、その場でこういう質問をしました。「公共施設というのは、学校、県立・市立等々のいわゆる公立の小中学校は、公共施設ですか。」これと同じ質問を本庄市でも行いました。なかなか的を得た回答はありませんでした。</p> <p>要は、教育委員会そのものが、いわゆる「インクルーシブ教育」というもの自体を認めていない、先ほどのお話のように、障害者に対する負担が起こることに理解がないと思います。その大きな基本的な障害者施策というものを、官庁を一つにまとめて始めたところから、差別が始まっていると思っています。健常者以外を一つにして、その中でコミュニティをつくって、その中で生きてゆきなさいというのが、基本的な“思惑”だと考えているように思われます。</p> <p>このような状況が多分埼玉県でも、教育委員会の中に蔓延しているというのは、基本的な考え方が60年前、70年前から全然変わっていないという印象を持っています。</p> <p>教育委員会は、どこの自治体でも、手を出せない“神様”みたいに、触れることを恐れている雰囲気がある。</p> <p>ここにお集まりの皆さんには、そこを言ってもらった方がいいと思いますし、そこに挑戦すること自体は、難しいことですが、意味のあることだと思います。</p> <p>本庄市も埼玉県も、これらを進めることで、孤立するのは大変だと思っているのかもしれませんが、大変苦勞してるようです。</p> <p>これは、私のこれまで体験、様々な会議に出たり運動をしてきた中での、偽らざる心境でございます。</p>
堀口会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>そうしますと、特別支援クラスが各小学校にあります。普通クラスと特別支援クラスをどのように決めているか、お教えいただきたいのですが。</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
小松委員	<p>基本的には全員小学校の普通教室がいいと思います。全ての子どもが同じ場所で同じようにということは、国連が障害者の権利条約で言っていて、日本はそれを批准しているので、全てが一緒にいいと思います。そこを日本が、特別な支援が必要な子には特別な教育をすることで特別支援学級をつくり、そこでもダメなら特別支援学校へという段階を勝手につくってしまったと思っています。</p> <p>私は、国連の障害者の権利条約が適応された時点で、近い将来、特別支援学校がなくなるといいなと思っていたのですが、やはりそれは、どうしても人数が多いと、混ざれない子であったり、そういう子のために、セーフティネットとして取っておくくらいで、あとは特別支援学校でということとなっています。</p> <p>私は、特別支援教育コーディネーターというのをやっていて、特別支援学校には、手伝いに行く場所と考えていたのですが、そうではなく、障害者の権利条約が適応され、発達障害が有名になったら、特別支援学校に子供たちがたくさん来てしまっている、今までだったら特別支援学級にも入っていなかったであろうという子が特別支援学校にいる状況です。</p> <p>通常学級で、集中して座ってられない子、または勉強についていくのがゆっくりな子が特別支援学級に行き、特別支援学級でも座ってられない子、担任の先生が困ってしまう子が、特別支援どうですかといわれているのが実情です。</p> <p>それで、特別支援学校で学びたいといっているお母さんたちの相談にのっている中で、私の学校と学校での合理的配慮のことをお話ししますが、話せば話すほど、やっぱり専門的なことがわかる人がいる学校の方がいいのではと言われてしまうという、変な状況です。</p> <p>本庄市は、共生社会を目指していますので、市長にもこうした話をしたことがあって、市長は“ちょっとした障害のある子を隔離してしまうのはおかしい”と仰っていただき、わかっているものと思っています。</p> <p>本庄市は、市長が分かってくれる市だし、全然だめだと言っていたら何も始まらないので、60年間変わらなかったものをちょっとでもここで変えられたらいいなと思っています。</p>
堀口会長	ありがとうございました。

発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局 (佐々木課長)	<p>ありがとうございました。ご意見をしっかり聞かせていただきました。心して障害者施策推進に取り組ん参りたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>はい、どうぞ、塚田委員。</p>
塚田委員	<p>特別支援学校の PTA 会長をしています塚田です。</p> <p>特に何か伺いたいわけではないのですが、今まで、PTA 会長として、障害者、障害児のことに取り組んできたところで、同じ状況のお母さんだったり、いろいろな方から障害について相談受けた中で、特別支援クラスに行っているお子さんが一人だった場合に、先生も一人。その先生と折り合いがつかなくなると学校に行く意味がなくなるといった話や特別支援クラスの中で一人の子が興味をもって友達のおむつを替えたりし始めたところ、先生が、“おむつを替えてみなさい。”と言ったそうで、その保護者からの申出があり、その特別支援学級で問題になったとのことです。</p> <p>また、本庄市以外のところで、スポーツ大会で県大会に行く大会があったときに、サポートしてくれる人がいなく、保護者と一緒に大会会場に行ったところ、障害者選手と保護者が別で、保護者が中に入れず、一緒に入場することを断られたそうです。その子は時間の管理ができない子だったので、スタートの時間に間に合わず、陸上競技の試合に出ることができず、悔しい思いをして帰ってきたことがあったとのことです。</p> <p>本庄市の中でずっと矛盾していると思うことがあって、私の子どものことですが、私の子どもが小学校に入学、支援クラスとして入りました。その後、私の子は特別支援学校に入りましたが、その小学校に行っている子どもと同じ育成会に入りたいと言ったところ、地域の育成会の名簿には、新入生として、障害児ということが載っていませんとのことでした。私は、そこで、名簿に載せてもらって育成会に入れてもらえないのかと伺ったところ、本庄市としては、支援学校は施設だから載せられないと言われました。そこで差別を感じました。</p> <p>“誰もが自分らしく”と言われても、隣の子が育成会には入れたけれどうちの子は入れない、ほかの子は通常学校に行っているうちの子は支援学校、だから育成会に入れない。そういうことが矛盾だし、おかしいと言って、育成会に入れていただきました。そういう事が実際にある。そこから見直していくべきだろうと思いますし、いつも思うのは、障害児には“福祉”がついている。</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
塚田委員	<p>“誰もが自分らしく”というときに、わざわざ障害児のことをします、障害のことをしますとうたわなくてもいいのではないかと思います。</p> <p>ここにいる方は、“障害”ということに関係しているから、わかっているだけであって、人生に“障害”ということに全く触れない人は触れないので、障害福祉というものがあつたとしても、目に留まらないし、自分事として考えることが一生にあるかないかだと思います。そのような中、“障害”ということの情報の発信の仕方が、差別ではないが、“私には関係ない”と思われてしまうものになっていないかと思ってしまうことが多々ありました。例えば、障害年金のことでいうと、障害年金という括りの人しか来ない、だったら、年金制度についてとして一緒にした方がいいのではと思います。</p> <p>自分が障害をもって初めて、“障害者ってこうなんだ”と知るだけで、本当に必要なのかそうでないのかと考えるときに、いかに、関係のない人を巻き込めるかを考えた方が、もっと本庄市として福祉が進んでいくし、その発信の仕方が境界をつくっているとも思えるので、発信施策を見直した方がよいと思っています。</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にございますでしょうか。ございましたら挙手をお願いします。熊澤委員をお願いします。</p>
熊澤委員	<p>ちょっと的外れかもしれませんが、今、お二人の委員のお話を伺って、ここにいる皆さんに話をしなければいけないことではないのですが、合理的配慮ということが、今お二人のおっしゃった内容を話し合っていくということが、合理的配慮につながっていくものと思います。なぜそう思うのかというと、自分の職場の中でも、合理的配慮について取り組んでいかなければならないということで少しずつ変わってきているところもありますが、具体的に、実際に、ある障害を持っている学生への対応についても、職員一人一人の力や理解に違いがあることから、変わってくるだろうし、今、学校教育の中で、先生方が合理的配慮をどう思っているかということから、少しずつ変わっていくと思っていますし、合理的配慮につながっていくのではと考えています。</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
丸山委員	<p>私の子供は、複数の障害を持っていて、普通の小学校に通って</p>

発 言 者	発言内容・決定事項等
丸山委員	<p>いしましたが、そこでの話として、言葉は悪いのですが、先生によって当たり外れがあるようで、合理的配慮のつもりで、例えば、一緒に連絡帳を書いてくださいとお願いしたところ、ほかのお子さんは、自分で書いて先生に見てもらってうちに持って帰ってお母さんに見せられるのですが、うちの子はそれができないので、そのことをお願いしましたところ、一人の先生は、そこを配慮してくださって丁寧に指導してくださったので、うちの子も自信が持てて学校に行くことができました。そこを特別扱いとおっしゃる先生もいらっしゃって、連絡帳に書くことに配慮していただければ、手を添えていただければできるのに、そんなに大変なことなのか、そこが外れなところなのかとも思ってしまいます。</p> <p>先生方には、そのようなほんの些細なことが難しいことなのかわかりませんが、お考えいただきたいなと思いました。</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。</p> <p>本日、たくさん、ご意見をいただきありがとうございます。協議会の皆様にこの後も協議を続けていただくわけですが、たくさんのご意見をいただきながら進めて参りたいと思っております。</p> <p>また、この会議の中でいただいたご意見や考え方を、計画に盛り込んだ様々な事業の検証していただく過程ですとか、計画を策定していくその中に盛り込んでいけるように、事務局として務めて参りたいと思っております。どうぞご協力よろしく願います。</p>
事務局 (佐々木課長)	<p>8 閉会</p> <p>それでは、これで全ての会議が終了いたしましたので、閉会させていただきます。</p> <p>閉会にあたりまして、副会長の種村様よりごあいさつを頂戴したいと思います。</p> <p>どうぞよろしく願います</p>
種村副会長	<p>皆様、お疲れ様でございました。今日、いろいろ有意義な意見、お気持ちを聞かせていただきました。先ほど副会長就任にあたってのあいさつの中で、基本的なたたき台は事務局で用意してもらいますが、そこに命を服こむのが皆様の役割でございますと申し上げました。今後、個々の課題が示されるのでありましょう、その節に、皆様の体験意見を十分に盛り込んでいけるような計画にしていいただければと思っております。</p>

様 式

発 言 者	発言内容・決定事項等
種村副会長	本日は、皆様、お忙しいところ、誠にご苦勞様でございました。今後の皆様のご活躍をお祈りして閉会といたします。ご苦勞様でした。
事務局 (佐々木課長)	ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。お帰りの際は、どうぞお気を付けてお願いいたします。 ありがとうございます。